

鳥取市漁港管理条例及び鳥取市景観形成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市条例第15号

鳥取市漁港管理条例及び鳥取市景観形成条例の一部を改正する条例

(鳥取市漁港管理条例の一部改正)

第1条 鳥取市漁港管理条例(平成16年鳥取市条例第125号)の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第16条第1項中「採取又は」を「採取若しくは」に改め、「占用の許可を受けた者」の次に「又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者(法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項(水面又は土地の占用に係るものに限る。))又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。)」を加え、同項ただし書中「同条第4項」を「法第39条第4項」に改める。

(鳥取市景観形成条例の一部改正)

第2条 鳥取市景観形成条例(平成20年鳥取市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第16条第10号ア中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法

律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。